

2007年10月3日

宮城県議会議長
高橋 長偉 様

陳情者

食品の安全行政をすすめる懇談会
住所：仙台市青葉区柏木1-2-45
フォレスト仙台5F
電話番号：022-276-5162

座長 齋藤 昭子

(宮城県生活協同組合連合会専務理事)

構成団体

宮城県生活協同組合連合会会長理事	芳賀 唯史
仙台市消費者協会会長	小林 達子
主婦連合会仙台支部会長	勝又三千子
宮城県地域婦人団体連絡協議会会長	三浦 絢子
宮城県消費者団体連絡協議会会長	熊谷 睦子
みやぎ生活協同組合理事長	芳賀 唯史
生活協同組合あいコープみやぎ理事長	吉武 洋子
(財)みやぎ・環境とくらし・ネットワーク理事長	
	長谷川公一

「20ヵ月齢以下の牛海綿状脳症（BSE）検査の国庫補助の継続に関する意見書」を

国に提出することを求める陳情書

2001年9月10日、我が国において初めて牛海綿状脳症（BSE）の発生が確認され、国は、消費者の牛肉に対する不安を払拭し、牛肉の安全性を確保する観点から同年10月以来、食用として処理されるすべての牛を対象としたBSE検査を実施してきました。

その後、2005年5月、内閣府食品安全委員会による20ヵ月齢以下の牛の食品健康影響リスクは非常に低いレベルに留まるとの答申を受け、国は、2005年8月、20ヵ月齢以下の牛をBSE検査の対象外とする一方、地方自治体が自主的に20ヵ月齢以下の牛のBSE検査を行う場合は、消費者の不安を払拭し、生産・流通の現場における混乱を回避する観点から、国庫補助（最長3年）を行うこととし、今日に至っています。日本におけるBSE対策は、トレーサビリティ、飼料規制、SRMの除去とともに全頭のBSEスクリーニング検査が実施されてきたことによって、市場におけるBSEリスクの排除、弱齢牛からのBSEプリオンの発見などにつながり、消費者はこれまで国産牛肉の安全性を実感することができました。

このような中、国は、「20ヵ月齢以下の牛のBSE検査に要する国庫補助について、2008年7月末をもって打ち切る」としています。依然としてBSEについては、未解明な部分が多く、BSEのリスクをよりいっそう低減させるためには、20ヵ月齢以下の牛を含めた全頭検査を継続する必要があります。すでに2008年度全頭検査を継続すると表明した自治体もあります。

つきましては、より一層、国産牛肉の安全性確保のために、地方自治法第99条の規定により、宮城県議会が下記の事項について国に意見書を提出することを求めます。

記

- 1、 国は20ヵ月齢以下の牛のBSE検査に要する国庫補助を継続すること
- 2、 BSEの発生原因や感染経路・発症のメカニズムの解明をすること